

## 「(仮称) 宮古岩泉風力発電事業」環境影響評価準備書に対する知事意見

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には鳥獣保護区が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上重要な地域であることから、以下に示す個別的事項に留意しながら、事業計画の検討を行い、想定される環境影響に対する適切な環境保全措置を講じたうえで、事業を実施すること。
- (3) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (4) 工事については、将来の撤去作業にも配慮しつつ、環境の改変を極力回避又は低減するよう実施すること。その際、残土の発生量を最小限とするなど環境に配慮するとともに、大雨の際の土砂流出に対する適切な対策を講ずること。

## 2 個別的事項

## (1) 大気環境

施設の稼働に伴う騒音等の予測評価については、客観的なデータに基づき実施するとともに、風力発電機の機種 of 正式決定等に伴い、これまでの予測評価の結果に変動が生じることが見込まれる場合には、再度、予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

## (2) 水環境

事業実施区域内に水道水源の集水域が含まれることから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施し、水源の利用に対する支障を回避すること。また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 動物及び植物等

- ① 希少猛禽類については、準備書作成後に新たに発覚した事実を踏まえ、再度、最新の研究成果に基づき営巣期を含めた調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、必要に応じて風力発電機の基数の削減や位置の変更、稼働時間の調整等の適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 希少猛禽類に対する環境保全措置として代償措置を実施する場合には、予測評価の結果明らかとなった影響の程度に見合った代償措置を適切に実施し、その効果を確認した上で事業を開始すること。
- ③ 希少猛禽類に対する環境保全措置について、供用後に新たな研究成果等が発表された際には、必要に応じて追加的な措置を講ずること。
- ④ 希少な昆虫類及び植物類については、追加調査を実施し、その結果を評価書に記載するとともに、影響が想定される場合には、専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を講ずること。
- ⑤ コウモリ類に関する事後調査については、適切に実施するとともに、影響が想定される場合には、専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を講ずること。
- ⑥ 風力発電機の設置や工事用道路の拡幅等に伴う改変により消失した植生の復元に当たっては、事業実施区域の環境への適合を図るため、極力在来種を採用するなど、適切な方法により実施すること。
- ⑦ 事業実施区域周辺は、過去に風衝荒廃が発生し、専門家や関係機関の取組により植生の回復を実現させた場所であり、事業の実施により再度、風衝荒廃が発生するおそれが高いため、専門家等の意見を聴きながら事業実施区域について再度慎重に検討すること。当該区域で事業を実施する場合には、風衝荒廃が発生しない具体的根拠を明確にした上で、適切な環境保全措置を講ずること。
- ⑧ 重要な植物群落に近接する風力発電機等については、削減又は位置の変更により、その影響を回避すること。